

「実習 応急手当の方法を学ぼう」実施要項

目的： 私たちは、いつ、どこで、突然のけがや病気におそわれるか予測ができません。このようなとき、病院に行くまでに、家庭や職場でできる手当のことを応急手当といいます。この応急手当に関する正しい知識と技術を習得することを目的として実施します。

また、日本赤十字社などが行う心肺蘇生法などを含む「救急法救急員養成講習会」などの講習に参加するきっかけの場とします。

実施日：2006年2月1日（水曜日）5・6限目

実施方法：看護科3年生がこれまでに学んだことを活かして、総合学科1年次生に応急手当の方法を講習します。

内容：包帯・三角巾の使い方

日程：13：25～13：40 救急法の意義、止血法等について（講義）
 ・ ・ ・各ホーム教室 担当：ホーム主任
 13：40～13：45 移動
 13：45～15：10 実習 看護科3年生自己紹介から
 15：10～15：15 まとめ・1年生から3年生へのお礼

実習会場：1年2H ホーム教室・地学室
 1年3H ホーム教室・344教室
 1年4H ホーム教室・345教室
 1年5H ホーム教室・物理室
 1年6H ホーム教室・333教室
 1年ホーム主任は、各教室に分担して入る。

準備：包帯、三角巾 看護科準備
 各ホームの班分け（2班）・ ・ ・ ・どの教室に行くかの指示
 お礼を述べる生徒の選出・指導

看護科3年生：
 生徒分担 別紙
 考查期間中に、各ホーム主任にあいさつに伺う。
 当日午前中 看護科内での打ち合わせ

【参考資料】

大出血時の止血法外傷の手当

一般には体内の血液の20%が急激に失なわれると出血性ショックという重い状態になり、30%を失えば生命に危険を及ぼすといわれています。

したがって、出血量が多いほど、止血手当を迅速に行う必要があります。大出血の止血方法としては、出血部分を直接圧迫止血法が基本です。

この方法で止血できない、大量の動脈性の場合には、手足に限って最終的な手段として止血帯法があります。

救急処置の必要性

地震等の災害に限らず、私たちの生活では、大切な家族が不慮の事故に見舞われる事が有ります。特に子供の死因第1位は不慮の事故によるもので、細心の注意を払っていても不幸は突然やって来ます。心肺停止、大出血といった事が今起こってしまうかも知れません。又、怪我人の居る事故現場に遭遇する事や、自動車を運転する人なら交通事故も考えられます。

救急車を呼んでも、電話をしてから到着まで通常でも5～6分掛かります。ましてや災

害時ではいつ来るか判りません。

この様な時、救命講習を受け心肺蘇生や止血の方法を理解していれば、適切な処置をする事ができ、救急隊員に引き渡す事ができます。この処置が救命率の向上のみならず、後遺症の低減に非常に有効なことが実証されてます。

いざという時には大切な家族だけでなく、誰かの大切な人の命を守る事が出来ます。

血液感染について **基本は自分で止血する。**
血液が皮膚に付いたら、流水で洗い流す

応急手当の実施による法的な責任および感染対策について

「自分で止血ができるようであれば自分で行き、他人に包帯を巻いてもらう。もし、他人の血液が付着すれば、流水で洗い流す。」ことを基本として生徒に伝えて下さい。以下は、参考として下さい。

応急手当、特に心肺蘇生法などの救命手当は、傷病者の命を救うためのものです。したがって、あなたが救急現場に居合せたときは、ためらわずに勇気をもって救命手当を実施してください。その場合、救命手当を試みたことにより、法的な責任をとられるのではないのかと心配になるかもしれませんが。

このことについて、例えば、米国の各州には「よきマリア人法」という法律があり、緊急時に市民が進んで勇気を持って善意から行った行為については、法的な責任は問われないこととされています。

わが国では、これについて直接に定めた法律はありませんが、一般市民が善意で実施した応急手当については、悪意や重大な落ち度がなければ、その結果の責任を法的に問われることはないと考えられています。

事実、わが国においては、現在まで救命手当を行いことによって法的責任を問われた事例はありません。

また、救命手当をおこなうことによる感染問題も心配になるかもしれませんが、現在、救命手当を行うにあたって、感染防止上で問題になるものとしては、肝炎やH I V/A I D S（ヒト免疫不全ウィルス/エイズ）があります。これらのウィルスは血液感染しますので、救命手当を行うにあたっては、特に傷病者に出血があったり、救命者の手指・口などに傷がある場合は、血液に直接触れないようにする（ビニール手袋使用など）ことや、口対口人工呼吸において携帯できる簡易型の人工呼吸用マスク（一方向弁付古稀呼吸吹込み用具・・・講習会参加者には配られました）の使用が奨励されています。さらに、どうしても感染が心配で、口対口人工呼吸が出来ない場合には、心臓マッサージだけでもいいのです。

なお、救急現場に居合せたあなたが、例えば救急隊の要請にもとづいて救命手当などを行った際に、あなた自身がけがをしたり、何らかの病気に感染した場合などには、一定の要件のもとでは災害補償が受けられるしくみがあります（消防法による救急業務に協力した者への災害補償制度。警察官の職務に協力した者に対する災害給付制度）。

<日本>

刑法第37条（緊急避難時）

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（救命手当は、「社会的相当行為」として違法性を問われず、故意もしくは、重過失でなければ法的責任はない。）

民法第698条（緊急事務管理）

管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

（悪意または重過失がない限り、善意で実施した救命手当の結果に救命手当の実施者が被災者などから責任を問われることはない。）